

令和7年度静岡県地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針

〔 令和7年6月26日
静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課 〕

1 趣 旨

本県では担い手を核とした力強い農業構造を構築するため、地域計画の実行による担い手への農地集積・集約化に関する推進方針に基づき、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を一層推進し、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援していくこととしている。

こうした中、機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業は、地域における機構を活用した農地集積・集約化に対するインセンティブとして高い効果が期待できるため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第10の2に基づき、以下のとおり地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針を定める。

2 推進体制

県及び市町等の関係機関は連携し、地域の話し合いに基づいた地域計画の実行と併せて、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業を活用した農地中間管理事業の一層の推進を図る。

3 基本的な考え方

- ・市町、農業委員会、JA、土地改良区との連携を密にし推進を図る
- ・重点的に推進する地域を定めて推進を図る

4 重点的に推進する地域

次に掲げる地域については、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業を重点的に推進することとし、各関係機関が連携して当該地域に対し事業の周知及び事務手続きのサポート等を行い、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の一層の活用を図る。

なお、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の交付対象地域は、全域が同一の地域計画の区域となる地域である。

(1) 将来の担い手が明確にされた地域計画の区域

地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業を活用し、担い手への農地集積・集約を推進する。

(2) 将来の担い手が明確にされていない地域計画の地域

地域の話し合いの際に、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業を周知し、活用を想定して、将来の担い手を明確にする。